■　【まだ送信されていません。】

令和06年分の申告書等送信票（兼送付書）

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要です。

未信用の確認用です。

受付印

住　　所	（〒210-0001） 神奈川県川崎市川崎区本町２－２－５グランイーグルＷＩＮＧ川崎５０８		
氏　　名	キン チュウケツ 金　忠杰		
整理番号	02278820	利用者識別番号	1508-1224-0591-1005
受付日時		受付番号	
税理士等 氏名・名称		税理士等 電話番号	（　　）
特記事項			

「別途提出」欄に○印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子送信	提出省略	別途提出	送信（送付）書類名
○			申告書第一表
○			申告書第二表
		○	収支内訳書（不動産所得用）

添付書類の提出	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に○印のある書類
	提　出　先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

納付方法

令和６年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、令和7年3月17日(月)までです。
申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、振替納税（期限内に申告された方に限ります）、電子納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニＱＲ納付又は金融機関等での窓口納付のいずれかの方法で、期限内に納付してください。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

２１０－８６０６

川崎市川崎区榎町3番18号

東京国税局業務センター川崎南分室
（川崎南税務署）　行

申告書等を持参される場合は、上記（　）内の税務署へお持ちください。

【まだ送信されていません。】

川崎南 税務署長

令和 7 年 2 月 25 日

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票

第一表

納税地	〒210-0001	個人番号（マイナンバー）	2 4 8 4 6 3 6 8 8 2 0 8
生年月日	3 52.11.01		
現在の住所又は居所事業所等	神奈川県川崎市川崎区本町2－2－5グランイーグルWING川崎508	フリガナ	キン チュウケツ
氏名	金 忠杰		
令和7年1月1日の住所	同上	職業	会社員
屋号・雅号	グランイーグルWING川崎508	世帯主の氏名	金忠杰
世帯主との続柄	本人		
振替継続希望	種類 青色 分離 国出 損失 修正 特表 農の示 特農 整番	整理番号	0 2 2 7 8 8 2 0
電話番号	自宅・勤務先・携帯 080-3394-8133		

送信前の確認用です。

（単位は円）

収入金額等

事業	営業等	区分	ア	
事業	農業	区分	イ	
不動産	区分1	区分2 4	ウ	3 3 9 9 0 0
配当			エ	
給与	区分		オ	8 0 6 0 0 0 0
雑	公的年金等		カ	
雑	業務	区分	キ	
雑	その他	区分	ク	
総合譲渡	短期		ケ	
総合譲渡	長期		コ	
一時			サ	

所得金額等

事業 営業等	①	
事業 農業	②	
不動産	③	2 9 0 5 8 1
利子	④	
配当	⑤	
給与 区分	⑥	6 1 5 4 0 0 0
雑 公的年金等	⑦	
雑 業務	⑧	
雑 その他	⑨	
⑦から⑨までの計	⑩	
総合譲渡・一時 ㋖＋{(㋕＋㋗)×½}	⑪	
合計 (①から⑥までの計＋⑩＋⑪)	⑫	6 4 4 4 5 8 1

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	1 1 2 0 8 3 0
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦、ひとり親控除 区分	⑰～⑱	0 0 0 0
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	0 0 0 0
配偶者(特別)控除 区分1 区分2	㉑～㉒	0 0 0 0
扶養控除 区分 2	㉓	9 6 0 0 0 0
基礎控除	㉔	4 8 0 0 0 0
⑬から㉔までの計	㉕	2 5 6 0 8 3 0
雑損控除	㉖	
医療費控除 区分	㉗	
寄附金控除	㉘	
合計 (㉕＋㉖＋㉗＋㉘)	㉙	2 5 6 0 8 3 0

税金の計算

課税される所得金額(⑫－㉙)又は第三表	㉚	3 8 8 3 0 0 0
上の㉚に対する税額又は第三表の㊺	㉛	3 4 9 1 0 0
配当控除	㉜	
区分	㉝	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 区分1 区分2 1	㉞	1 9 4 7 0 0
政党等寄附金等特別控除	㉟～㊲	0 0
住宅耐震改修特別控除等 区分	㊳～㊵	
差引所得税額(㉛－㉜－㉝－㉞－㉟－㊱－㊲－㊳－㊴－㊵)	㊶	1 5 4 4 0 0
災害減免額	㊷	
再差引所得税額(㊶－㊷)	㊸	1 5 4 4 0 0
令和6年分特別税額控除(3万円×人数) 人数 1	㊹	3 0 0 0 0
再々差引所得税額(基準所得税額)(㊸－㊹)(赤字のときは0)	㊺	1 2 4 4 0 0
復興特別所得税額(㊺×2.1%)	㊻	2 6 1 2
所得税及び復興特別所得税の額(㊺＋㊻)	㊼	1 2 7 0 1 2
外国税額控除等 区分	㊽～㊾	
源泉徴収税額	㊿	2 6 9 0 0
申告納税額(㊼－㊽－㊾－㊿)	51	1 0 0 1 0 0
予定納税額(第1期分・第2期分)	52	
第3期分の税額(51－52) 納める税金	53	1 0 0 1 0 0
第3期分の税額(51－52) 還付される税金	54	△

定額減税実施済額は、㊸と㊹のいずれか少ない方の金額です。

修正申告

修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	55	
第3期分の税額の増加額	56	0 0

その他

公的年金等以外の合計所得金額	57	6 4 4 4 5 8 1
配偶者の合計所得金額	58	
専従者給与(控除)額の合計額	59	
青色申告特別控除額	60	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	61	
未納付の源泉徴収税額	62	
本年分で差し引く繰越損失額	63	
平均課税対象金額	64	
変動・臨時所得金額 区分	65	

延納届出

申告期限までに納付する金額	66	0 0
延納届出額	67	0 0 0

還付される税金の受取場所

銀行・金庫・組合・農協・漁協	本店・支店・出張所・本所・支所
郵便局名等	預金種類 普通 当座 納税準備 貯蓄
口座番号	記号番号

公金受取口座登録の同意 ○ 公金受取口座の利用 ○

○ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

【まだ送信されていません。】

国税庁HP(2025:02:25;12:04:37.2m)

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票

整理番号 02278820

第二表

住所 神奈川県川崎市川崎区本町２－２－５グランイーグルＷＩＮＧ川崎５０８

屋号 グランイーグルＷＩＮＧ川崎５０８

フリガナ 氏名 キン チュウケツ 金 忠杰

送信前の確認用です。

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬⑭社会保険料控除	源泉徴収票のとおり	1,120,830 円	円
⑮生命保険料控除	新生命保険料	円	円
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
	介護医療保険料		
⑯地震保険料控除	地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料		

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
給与		株式会社ＫＥＫＳ 東京都千代田区神田美倉町１０番喜助新神田ビル１６号室	円 8,060,000	円 26,900
			㊿ 源泉徴収税額の合計額	円 26,900

本人に関する事項（⑰～⑳）	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者	特別障害者
	□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還		□ 年調以外かつ専修学校等		

○ 雑損控除に関する事項（㉖）

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	． ．	

損害金額	円	保険金などで補塡される金額	円	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（⑪）

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

○ 寄附金控除に関する事項（㉘）

寄附先の名称等		寄附金	円

特例適用条文等	平成30年4月14日居住開始

○ 配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓、㉞、㊴、㊹）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者		国外居住		住宅	住民税		その他
		配偶者	明・大 昭・平 ． ．	障	特障	国外	年調	特個	同一	別居	
金 永徳		父	明・大 昭・平・令 27．10．8	障	特障	1	年調	特個	16	別居	
金 明玉		母	明・大 昭・平・令 28．2．16	障	特障	1	年調	特個	16	別居	
			明・大 昭・平・令 ． ．	障	特障		年調	特個	16	別居	
			明・大 昭・平・令 ． ．	障	特障		年調	特個	16	別居	

○ 事業専従者に関する事項（㊾）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除）額
			明・大 昭・平 ． ．		円
			明・大 昭・平 ． ．		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円			円	円	円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者		その他	寡婦・ひとり親	
			明・大 昭・平 ． ．		障	特障	調整	寡婦	ひとり親

事業税	非課税所得など	番号		所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開（廃）業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額					事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等			

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名		住所		国外	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名		給与	円

税理士署名・電話番号

税理士法書面提出		
30条	33条の2	